

市区町村別集計項目(推進体制等)

山形県	
市区町村数	35

都道府県	市区町村コード	市区町村名	問1				問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
						16	15	3				35					
6	201	山形市	企画調整部男女共同参画センター	1	1	1	1	山形市男女共同参画推進条例	2013年3月19日	2013年4月1日		いきいき山形男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
6	202	米沢市	地域振興課	1	2	1	1				0	第2次米沢市男女共同参画基本計画<改定版>	2017年12月 ~ 2027年3月	1	1		
6	203	鶴岡市	企画部政策企画課	1	2	1	1				0	第2次鶴岡市男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
6	204	酒田市	地域共生課	1	2	1	1				0	第2次酒田市男女共同参画推進計画	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1		
6	205	新庄市	社会教育課	2	2	0	0				0	第2次新庄市男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1		
6	206	寒河江市	企画創成課	1	2	1	1				0	第3次寒河江市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2026年3月	1	1		
6	207	上山市	市政戦略課	1	2	1	1				0	第2次上山市男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
6	208	村山市	政策推進課	1	2	0	0				0	第2次村山市男女共同参画基本計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1		
6	209	長井市	地域づくり支援室	1	2	1	1	長井市男女共同参画推進条例	2002年12月18日	2002年12月18日		長井市第二次男女共同参画基本計画	2014年4月 ~ 2024年3月	1	1		
6	210	天童市	天童市総務部市長公室	1	2	1	1				0	第四次天童市男女共同参画推進計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
6	211	東根市	総合政策課	1	2	1	1				0	第4次東根市男女共同参画社会推進計画 ~東根市ABCプランIV~	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
6	212	尾花沢市	社会教育課	2	2	0	0				0	第2次尾花沢市男女共同参画推進計画	2020年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
6	213	南陽市	社会教育課	2	2	1	1				0	第二次男女共同参画なんようプラン	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1		
6	301	山辺町	政策推進課	1	2	1	1				0	第2次やまのべ男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
6	302	中山町	総合政策課	1	2	1	1				0	第3次中山町男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
6	321	河北町	若者・女性・町民総活躍推進室	1	1	0	0				0	第2次河北町男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
6	322	西川町	生涯学習課	2	2	0	0				0	西川町男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
6	323	朝日町	政策推進課	1	2	0	0				0	朝日町男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
6	324	大江町	政策推進課	1	2	0	0				0	第2次大江町男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
6	341	大石田町	まちづくり推進課	1	2	0	0				0	第2次大石田町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2026年3月	1	1		
6	361	金山町	教育委員会 教学課	2	2	0	0				0	金山町男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
6	362	最上町	総務企画課まちづくり推進室	1	2	0	0				0	最上町男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
6	363	舟形町	まちづくり課	1	2	0	0				0	舟形町男女共同参画推進計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
6	364	真室川町	企画課	1	2	0	0				0	真室川町男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1		
6	365	大蔵村	総務課	1	2	1	0				0	第2次大蔵村男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
6	366	鮭川村	むらづくり推進課	1	2	0	1				0	鮭川村男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
6	367	戸沢村	まちづくり課	1	2	0	0				0	戸沢村男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
6	381	高畠町	企画財政課	1	2	1	0				0					0	1
6	382	川西町	まちづくり課	1	2	1	1				0	第4次川西町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
6	401	小国町	総務企画課	1	2	0	0				0	小国町男女共同参画計画	2021年3月 ~ 2025年3月	1	1		
6	402	白鷹町	企画政策課	1	2	0	0	白鷹町の行政機関の付属機関における男女の登用の均等促進に関する条例	1999年10月15日	1999年10月15日		白鷹町 男(ひと)と女(ひと)とが共に支え合い輝けるプラン	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
6	403	飯豊町	企画課総合政策室	1	2	0	0				0	飯豊町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
6	426	三川町	企画調整課	1	2	0	0				0	三川町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
6	428	庄内町	企画情報課	1	2	0	1				0	第4次庄内町男女共同参画社会計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
6	461	遊佐町	企画課	1	2	1	0				0	第3次遊佐町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		

<選択肢回答>

- 所属
- 1 首長部局
 - 2 教育委員会

- 事務所掌
- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
 - 2 1ではない

- 庁内連絡会議
- 1 有
 - 0 無

- 諮問機関
- 1 有
 - 0 無

- 男女共同参画に関する条例
現在の状況
- 1 2024年3月末までの制定を目途に検討中
 - 2 2023年度以降の制定を目途に検討中
 - 3 その他
 - 0 検討していない

- 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
- 1 一体
 - 0 一体でない
- 計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)
- 1 単独計画として策定
 - 0 総合計画の一部として策定

- 現在の状況
- 1 策定予定有
 - 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			3									0	3	2	1	0	3	0	0
6	201	山形市	山形市男女共同参画センター	ファーラ	990-0832	山形県山形市城西町二丁目2番22号	023-645-8077	023-645-8055	https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/shiseijoho/kyodosankaku/1007049/1008023.html		○		○				○		
6	202	米沢市																	
6	203	鶴岡市																	
6	204	酒田市	酒田市男女共同参画推進センター	ウイズ	998-0044	山形県酒田市中町3-4-5	0234-26-5616	0234-26-5617	https://www.city.sakata.lg.jp/kurashi/danjyo/danjyokyoudou_with.html		○	○					○		
6	205	新庄市																	
6	206	寒河江市																	
6	207	上山市																	
6	208	村山市																	
6	209	長井市																	
6	210	天童市																	
6	211	東根市																	
6	212	尾花沢市																	
6	213	南陽市																	
6	301	山辺町																	
6	302	中山町																	
6	321	河北町																	
6	322	西川町																	
6	323	朝日町																	
6	324	大江町																	
6	341	大石田町																	
6	361	金山町																	
6	362	最上町																	
6	363	舟形町																	
6	364	真室川町																	
6	365	大蔵村																	
6	366	鮭川村																	
6	367	戸沢村																	
6	381	高島町																	
6	382	川西町																	
6	401	小国町																	
6	402	白鷹町																	
6	403	飯豊町																	
6	426	三川町																	
6	428	庄内町																	
6	461	遊佐町	遊佐町生涯学習センター		999-8301	山形県飽海郡遊佐町遊佐字鶴田52-2	0234-72-2236	0234-71-1222	http://www.town.yuza.yamagata.jp/web_data/gcenterweb/		○	○					○		

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

山形県

都道府県	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			3					3	3	2	2	1	2	1	0	1	
6	201	山形市	山形市男女共同参画センター	1996年2月1日	5	5	21,417	○	○	○	○	○	○	○		○	男女共同参画パネル展示、都市宣言記念講座、パープルリボン・プロジェクトの実施
6	202	米沢市			0	0	0										
6	203	鶴岡市			0	0	0										
6	204	酒田市	酒田市男女共同参画推進センター	2000年7月28日	5	1	833	○	○	○	○		○				
6	205	新庄市			0	0	0										
6	206	寒河江市			0	0	0										
6	207	上山市			0	0	0										
6	208	村山市			0	0	0										
6	209	長井市			0	0	0										
6	210	天童市			0	0	0										
6	211	東根市			0	0	0										
6	212	尾花沢市			0	0	0										
6	213	南陽市			0	0	0										
6	301	山辺町			0	0	0										
6	302	中山町			0	0	0										
6	321	河北町			0	0	0										
6	322	西川町			0	0	0										
6	323	朝日町			0	0	0										
6	324	大江町			0	0	0										
6	341	大石田町			0	0	0										
6	361	金山町			0	0	0										
6	362	最上町			0	0	0										
6	363	舟形町			0	0	0										
6	364	真室川町			0	0	0										
6	365	大蔵村			0	0	0										
6	366	鮭川村			0	0	0										
6	367	戸沢村			0	0	0										
6	381	高畠町			0	0	0										
6	382	川西町			0	0	0										
6	401	小国町			0	0	0										
6	402	白鷹町			0	0	0										
6	403	飯豊町			0	0	0										
6	426	三川町			0	0	0										
6	428	庄内町			0	0	0										
6	461	遊佐町	遊佐町生涯学習センター	2009年4月1日	5	5	0	○	○								

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			宣言の形態	市区長数	うち		副市区長数	うち		副町村长数	うち		副町村长数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称				女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村长数	女性比率(%)		女性副町村长数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
			5			13	0	0.0	14	1	7.1	22	0	0.0	21	0	0.0	4,800	90	1.9	
6	201	山形市	1998年9月21日	山形市男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	2	0	0.0						545	18	3.3	
6	202	米沢市					1	0	0.0	1	0	0.0						452	17	3.8	
6	203	鶴岡市					1	0	0.0	1	0	0.0						463	5	1.1	
6	204	酒田市					1	0	0.0	1	0	0.0						450	6	1.3	
6	205	新庄市					1	0	0.0	1	0	0.0						212	10	4.7	
6	206	寒河江市					1	0	0.0	1	0	0.0						205	2	1.0	
6	207	上山市					1	0	0.0	1	0	0.0						99	2	2.0	
6	208	村山市	2005年10月19日	「男女共同参画のまち」宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0						135	0	0.0	
6	209	長井市					1	0	0.0	1	0	0.0						137	1	0.7	
6	210	天童市	2002年10月26日	男女共同参画社会づくりの推進に関する宣言		4	1	0	0.0	1	0	0.0						138	3	2.2	
6	211	東根市					1	0	0.0	1	0	0.0						155	1	0.6	
6	212	尾花沢市					1	0	0.0	1	1	100.0						92	0	0.0	
6	213	南陽市					1	0	0.0	1	0	0.0						149	1	0.7	
6	301	山辺町										1	0	0.0	1	0	0.0	111	6	5.4	
6	302	中山町										1	0	0.0	1	0	0.0	65	1	1.5	
6	321	河北町										1	0	0.0	1	0	0.0	108	0	0.0	
6	322	西川町										1	0	0.0	0	0		49	0	0.0	
6	323	朝日町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	0	0.0	
6	324	大江町	1937年3月14日	男女共同参画都市宣言		2						1	0	0.0	1	0	0.0	58	0	0.0	
6	341	大石田町										1	0	0.0	1	0	0.0	41		0.0	
6	361	金山町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0	
6	362	最上町										1	0	0.0	1	0	0.0	51	1	2.0	
6	363	舟形町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0	
6	364	真室川町										1	0	0.0	1	0	0.0	78	5	6.4	
6	365	大蔵村										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0	
6	366	鮭川村										1	0	0.0	1	0	0.0	49	1	2.0	
6	367	戸沢村										1	0	0.0	1	0	0.0	36	0	0.0	
6	381	高島町										1	0	0.0	1	0	0.0	122	1	0.8	
6	382	川西町										1	0	0.0	1	0	0.0	153	1	0.7	
6	401	小国町										1	0	0.0	1	0	0.0	76	7	9.2	
6	402	白鷹町	1999年4月1日	白鷹町「男(ひと)と女(ひと)とが共同でつくるまち宣言」		2						1	0	0.0	1	0	0.0	104	1	1.0	
6	403	飯豊町										1	0	0.0	1	0	0.0	69	0	0.0	
6	426	三川町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0	
6	428	庄内町										1	0	0.0	1	0	0.0	115	0	0.0	
6	461	遊佐町										1	0	0.0	1	0	0.0	109	0	0.0	

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲										問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					問9-1 (再掲)市町村防災会議(委員のみ) (再掲)市町村防災会議(会長を含む)					調査時点コード										
			問8-1		問8-2				審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他			
			目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員																												女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数
	小計				706	623	9,992	2,483	24.8		676	612	9,569	2,425	25.3	177	122	991	195	19.7	802	65	8.1	1,035	97	9.4												
6	201	山形市	40.0(行政機関の充て職を除いた場合は、50%を目標)	2027年3月	38	38	662	179	27.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	38	38	664	179	27.0	5	3	40	5	12.5	53	5	9.4	54	5	9.3	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日						
6	202	米沢市	40.0	2027年3月	51	44	710	205	28.9	地方自治法(第202条の3)及び設置要綱・要領等に基づく審議会等	32	28	475	123	25.9	6	4	36	7	19.4	0	0	0.0	39	6	15.4	1											
6	203	鶴岡市	30.0	2026年3月	35	30	549	166	30.2	地方自治法202条の3に基づく審議会等	30	29	465	128	27.5	5	5	35	8	22.9	0	0	0.0	59	10	16.9	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日				
6	204	酒田市	35.0	2023年3月	34	34	438	151	34.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	34	34	438	151	34.5	5	4	42	8	19.0	0	0	0.0	50	10	20.0	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日				
6	205	新庄市	45.0	2028年3月	30	30	326	98	30.1	条例により設置されている審議会等	14	14	190	54	28.4	5	3	31	4	12.9	26	3	11.5	27	3	11.1	1											
6	206	寒河江市	40.0	2026年3月	54	49	632	191	30.2	法律又は政令により設置されている審議会等、条例・規則等により設置されている懇談会・会議等、要項等により設置されている懇談会・会議等	21	18	359	107	29.8	5	4	31	8	25.8	0	0	0.0	0	0	0.0	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日				
6	207	上山市	30.0	2023年3月	23	19	268	56	20.9		19	16	239	51	21.3	5	5	29	7	24.1	35	1	2.9	36	1	2.8	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日				
6	208	村山市	30.0	2025年3月	18	17	249	51	20.5	法律により設置されている委員会等	18	17	249	51	20.5	5	3	31	4	12.9	34	3	8.8	35	3	8.6	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日				
6	209	長井市	40.0	2024年3月	25	25	270	80	29.6	地方自治法(第202条の3)の範囲	25	25	270	80	29.6	5	4	30	6	20.0	0	0	0.0	26	4	15.4	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日				
6	210	天童市	30.0	2026年3月	31	26	612	136	22.2	地方自治法第202条の3「普通地方公共団体の執行機関の付属機関は、法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議、又は調査等を行う機関とする。」の「普通地方公共団体の執行機関の付属機関」	26	22	580	128	22.1	5	4	32	8	25.0	37	2	5.4	38	2	5.3	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日				
6	211	東根市	40.0	2027年3月	29	28	516	130	25.2	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、懇談会、会議等	23	22	435	104	23.9	5	4	46	6	13.0	44	3	6.8	45	3	6.7	2	2023年1月31日	2	2023年1月31日	2	2023年1月31日	2	2023年1月31日				
6	212	尾花沢市	20.0	2026年3月	20	14	1,120	98	8.8	条例により設置されている審議会等	15	13	272	92	33.8	5	3	33	3	9.1	36	4	11.1	37	4	10.8	2	2019年3月1日	1									
6	213	南陽市	30.0	2027年3月	55	46	791	216	27.3	各種審議会・委員会	48	42	747	209	28.0	5	3	26	4	15.4	19	1	5.3	20	1	5.0	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日				
6	301	山辺町	30.0	2026年3月	30	24	315	74	23.5	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会等	24	21	294	69	23.5	5	3	21	5	23.8	0	0	0.0	30	2	6.7	1											
6	302	中山町	39.0	2027年3月	39	32	342	110	32.2	法律または政令により設置されている審議会、条例・規則・要綱等により設置されている懇談会、会議等	17	15	181	60	33.1	5	3	23	5	21.7	23	1	4.3	24	1	4.2	2	2022年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日				
6	321	河北町	30.0	2024年3月	20	16	223	58	26.0	法律又は政令により設置されている審議会等 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	12	9	140	31	22.1	5	4	25	7	28.0	20	0	0.0	21	0	0.0	1											
6	322	西川町									13	11	149	25	16.8	5	3	24	6	25.0	19	0	0.0	20	0	0.0	1											
6	323	朝日町									15	10	188	48	25.5	5	3	26	8	30.8	21	0	0.0	22	0	0.0	1											
6	324	大江町									14	14	148	40	27.0	5	4	26	5	19.2	25	1	4.0	26	1	3.8	1											
6	341	大石田町	20.0	2026年3月	13	11	129	17	13.2		12	10	111	15	13.5	5	4	27	4	14.8	18	2	11.1	19	2	10.5	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日				
6	361	金山町									12	11	140	24	17.1	5	4	32	8	25.0	21	1	4.8	22	1	4.5	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日				
6	362	最上町	30.0	2025年3月	20	18	238	61	25.6		19	17	192	53	27.6	5	3	24	4	16.7	31	5	16.1	32	5	15.6	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日				
6	363	舟形町									3	3	54	3	5.6	5	1	23	2	8.7	37	1	2.7	38	1	2.6	1											
6	364	真室川町									11	11	178	25	14.0	5	4	23	7	30.4	23	1	4.3	24	1	4.2	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日				
6	365	大蔵村	25.0	2027年3月	12	9	132	21	15.9	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用	12	9	132	21	15.9	5	3	20	4	20.0	30	4	13.3	31	4	12.9	1											
6	366	鮭川村	30.0	2026年4月	0	0	0	0	0		10	10	175	40	22.9	5	2	24	4	16.7	28	2	7.1	29	2	6.9	1											
6	367	戸沢村									14	11	184	26	14.1	5	2	27	2	7.4	30	3	10.0	31	3	9.7	1											
6	381	高畠町	40.0	2024年3月	22	20	245	64	26.1	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	22	20	245	64	26.1	5	4	29	7	24.1	19	1	5.3	20	1	5.0	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日				
6	382	川西町	30.0	2026年3月	27	26	332	81	24.4	法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5、第202条の3)	22	22	309	75	24.3	4	3	19	5	26.3	19	2	10.5	20	2	10.0	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日				
6	401	小国町	30.0	2025年3月	0	0	0	0	0		8	7	103	18	17.5	5	5	20	7	35.0	29	2	6.9	30	2	6.7	1											
6	402	白鷹町	40.0	2026年3月	19	15	225	53	23.6	法律又は政令により設置されている審議会等 法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	19	15	225	53	23.6	5	4	23	6	26.1	24	4	16.7	25	4	16.0	1											
6	403	飯豊町	30.0	2030年4月	11	6	84	18	21.4	農業委員会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、振興審議会、農政審議会、上下水道運営審議会、社会教育委員会、文化財保護審査会、スポーツ振興審議会	8	8	132	34	25.8	5	3	24	4	16.7	15	1	6.7	16	1	6.3	1											
6	426	三川町									16	12	189	29	15.3	5	2	23	3	13.0	27	1	3.7	28	1	3.6	1											
6	428	庄内町	30.0	2027年3月	32	28	346	90	26.0	地方自治法第202条の3及び地方自治法第180条の5	26	25	315	84	26.7	5	3	31	6	19.4	31	5	16.1	32	5	15.6	2	2022年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日</						

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)				
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例				配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護
6207	上山市	4		上山市議会	1	2	1	上山市議会会議規則 第2条第2項及び、第84条第2項	2			1	1	1	1	1	1
6208	村山市	2		村山市議会	1	2	1	村山市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
6209	長井市	1	長井市職員旧姓使用取扱規程 (対象) 第2条 この規程による旧姓使用の対象となる職員は、長井市職員定数条例(昭和36年長井市条例第10号)第1条に規定する職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び長井市職員の再任用に関する条例(平成21年長井市条例第4号)に基づき長井市が再任用した職員とする。 (旧姓使用ができる範囲) 第3条 職員は、次に掲げる場合を除き旧姓を使用することができるものとする。 (1) 法令等により戸籍上の氏名(次号において「戸籍名」という。)を使用することが義務づけられている場合 (2) 税務署、共済組合、年金事務所、銀行等の本市以外の機関から戸籍名を使用するように求められている場合 (3) 旧姓を使用するに当たり、本市が業務のために使用しているシステムの改修が必要となる場合 (4) その他職務の遂行又は事務の処理に、誤解や混乱、支障を生ずるおそれのある場合	長井市議会	1	2	1	長井市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疫病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第84条 委員は、公務、疫病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
6210	天童市	3		天童市議会	1	3	1	天童市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
6211	東根市	3		東根市議会	1	2	1	東根市議会会議規則 第2条第2項(本会議)、第91条第2項(委員会) 議員(委員)は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長(委員長)に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
6212	尾花沢市	1	尾花沢市職員旧姓使用取扱要綱 第2条第1項 第2条 職員は、法律、条例等の規定に違反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で、職務遂行又は事務処理上誤解若しくは混乱を招く恐れのないものにおいて旧姓を使用することができる。	尾花沢市議会	1	2	1	尾花沢市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
6213	南陽市	4		南陽市議会	1	2	1	南陽市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
6301	山辺町	4		山辺町議会	1	2	1	山辺町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
コ ー ド	コ ー ド	議 会 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
6	302	中山町	1	中山町議員の旧姓使用に関する要綱 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号のいずれにも該当するものであって、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 (1) 旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがないもの (2) 職務遂行上支障がないと認められるもの 2 前項に規定するもの以外であって、別表第2に掲げる基準に該当する文書などには、旧姓を使用することが出来ない。 別表第1(第3条関係) 旧姓使用を認める文書等の基準 1 専ら組織内部で使用される文書等で、容易に当該旧姓を使用する議員の同一性を確認できるもの (1) 起家文書の起家者の氏名表示及び押印 (2) 法裁・回覧文書等に係る押印 (3) グループウェア(電算システム含む)の登録氏名及びメールアドレス (4) 公用車使用簿 (5) 事務引継書 (6) 人事評価シート (7) 人事異動内示表 (8) 復命書 2 議員の権利義務に係る文書等で、容易に当該旧姓を使用する議員の同一性を確認でき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの (1) 出勤簿 (2) 休暇届 (3) 時間外勤務命令票 (4) 連休日の振替簿 (5) 旅行命令簿 (6) 育児休業に関する申請書等 (7) 各種特別休暇に関する申請書等 (8) 病気休暇に関する申請書等 (9) 職務専念義務免除届 (10) 営利企業等従事許可申請書 (11) 欠勤届 3 対外的に使用されることがあるが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれがないもの (1) 職員記名一覧表、職員録 (2) 事務分掌表 (3) 名札 (4) 名刺 4 その他 その他法令等に基づかない文書等で、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で、公務遂行上旧姓を使用しても支障がないと所屬長が認めるもの 別表第2(第3条関係) 旧姓使用を認めない文書等の基準 1 議員の身分関係に関わる文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの (1) 職員証 (2) 法令等に基づく身分証明書(徴税吏員証等) (3) 職務の宣誓書 (4) 辞令書 (5) 退職届 (6) 分限、懲戒等の処分に関するもの (7) 履歴簿 (8) 在職証明書 2 議員の権利義務関係に関わる文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの (1) 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等の勤務書等に関するもの (2) 各種手当認定届等、給与の支給にかかる各種手続きに関するもの (3) 共済組合、互助会、退職手当等に関するもの (4) 公務災害関係書類 (5) 健康診断関係文書 (6) 職員派遣に関する文書 3 公権力の行使に係るもの等、対外的に大きな影響を与えるおそれがあるもの (1) 許認可、立入検査、徴税等法令等に基づく行政処分に関する文書 (2) その他職員身分に基づいて行う対外的な行政行為に関する文書 (3) 契約書、協定書等、私人との法律上の関係を発生させる文書 (4) 官公庁等に係る提出書類 4 その他 その他旧姓を使用することにより、法令等に抵触するおそれがあると所屬長が認めるもの	中山町議会	1	2	1	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。														
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他									
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例															
6	321	河北町	4		河北町議会	1	3	1	河北町議会規則 (第2条第2項)前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠にあっては、14週間)前日から当該出産予定日の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	2			
6	322	西川町	4		西川町議会	4											4	4	4	4	4	4			
6	323	朝日町	4		朝日町議会	1	3	1	朝日町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、弔事、災害その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1		
6	324	大江町	1	大江町職員旧姓使用取扱要綱 ○大江町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の理由により、戸籍上の氏を改めた大江町職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 旧姓を使用することができないものは、前項に規定するもの以外のものであって、概ね別表第2に掲げる基準に該当するものとする。 (旧姓使用の申請) 第3条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)により、所属長を経由して町長に提出しなければならない。 (承認通知) 第4条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (使用中止届) 第5条 前条の規定により承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長を経由して町長に提出しなければならない。 (責務) 第6条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に町民及び他の職員等に無用な誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (承認の取消し) 第7条 町長は、職員の旧姓使用によって職務の遂行上支障が生じていると認めるときは、当該職員に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成30年9月10日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行の前日に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員で、旧姓の使用を希望する職員は、この要綱の施行の日から平成30年10月1日までの間に、旧姓使用申請書を所属長を経由して町長に提出することにより、旧姓の使用をすることができる。 別表第1(第2条関係) 旧姓を使用することができる文書等	大江町議会	1	2	1		2								1	1	1	1	1			

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
6	341	大石町	4		大石町議会	1	2	1	大石町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
6	361	金山町	1	金山町職員の旧姓使用に関する要綱 第3条第1項 第3条 職員は、次に掲げる場合を除き旧姓を使用することができるものとする。(1)法令等により戸籍上の氏名(次号において「戸籍名」という。)を使用することが義務づけられている場合(2)税務署、共済組合、年金事務所、銀行等の本町以外の機関から戸籍名を使用するように求められている場合(3)その他職務の遂行又は事務の処理に、誤解や混乱、支障を生ずるおそれのある場合	金山町議会	1	4	2		2			3	3	3	3	3	3
6	362	最上町	1		最上町議会	1	2	1	最上町議会 会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
6	363	舟形町	4		舟形町議会	1	2	1	舟形町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
6	364	真室川町	4		真室川町議会	1	3	1	真室川町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
6	365	大蔵村	4		大蔵村議会	1	3	2		2			4	4	4	4	4	4
6	366	鮭川村	4		鮭川村議会	1	2	1	鮭川村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
6	367	戸沢村	4		戸沢村議会	4				2			4	4	4	4	4	4
6	381	高島町	4		高島町議会	1	4	2		2			3	3	3	3	2	3
6	382	川西町	4		川西町議会	1	2	1	川西町議会会議規則 第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4
6	401	小国町	4		小国町議会	1	2	1	小国町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
6	402	白鷹町	4		白鷹町議会	1	3	1	白鷹町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
6403	飯豊町		2		1	4	2			2			2	2	2	2	1	2	
6426	三川町		4		1	4	1	三川町議会会議規則 (第2条第2項)前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊婦の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2				1	1	2	1	1	2
6428	庄内町	庄内町職員旧姓使用取扱要領 第1条 この要領は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員が、引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	1		3									4	4	4	4	4	4
6461	湯佐町		2		2									2	2	2	2	2	

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定はありますか。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)				
		1	1	4	3	0	1	7	4	5	0		1			
		1	2	5	3	0	1	5	2	5	5		32			
		0	0	26				23	6	25	1		1			
		33	32							29						
6 201	山形市	2	2	3				3		3	2		2			
6 202	米沢市	4	4	3				3		3	4		2			
6 203	鶴岡市	4	4	1	1			3		3	2		2			
6 204	酒田市	4	4	2				1	2	1	4		1			
													酒田市地域防災計画 3 防災教育・防災訓練 庁内職員及び公共機関等の職員に対し、災害対策計画の内容、災害時の役割や行動等の所管防災業務について周知徹底する。また、国、県等が実施する研修会への参加や研修会等の開催に努める。 また、防災担当部門と男女共同参画担当部門が連携し、男女共同参画の視点からの災害対応に関して、情報提供や研修会等の開催により周知を図る。			
6 205	新庄市	4	4	3				3		3	4		2			
6 206	寒河江市	1	1	3				3		3	2		2			
6 207	上山市	4	4	3				3		3	4		2			
6 208	村山市	4	4	3				3		3	2		2			
6 209	長井市	4	4	3				3		3	4		2			
6 210	天童市	4	4	3				3		3	4		2			
6 211	東根市	4	4	3				3		3	4		2			
6 212	尾花沢市	4	4	1	1			1	3	3	4		2			
6 213	南陽市	4	4	3				3		3	4		2			
6 301	山辺町	4	4	3				1	1	1	4		2			
6 302	中山町	4	4	3				3		3	4		2			
6 321	河北町	4	4	3				2	3	2	4		2			
6 322	西川町	4	4	3				3		3	4		2			
6 323	朝日町	4	4	3				1	1	1	3		2			
6 324	大江町	4	4	3				3		3	4		2			
6 341	大石田町	4	4	3				3		3	4		2			
6 361	金山町	4	4	3				3		3	4		2			
6 362	農上町	4	4	3				2	3	3	4		2			
6 363	舟形町	4	4	3				3		3	4		2			
6 364	真室川町	4	2	1		3		1	3	1	4		2			
6 365	大蔵村	4	4	2				2	2	3	4		2			
6 366	鮎川村	4	4	3				3		3	4		2			
6 367	戸沢村	4	4	3				2		2	4		2			
6 381	高島町	4	4	2				2	3	2	4		3			
6 382	川西町	4	4	2				3		3	4		2			
6 401	小国町	4	4	3				3		3	4		2			
6 402	白鷹町	4	4	3				3		3	4		2			
6 403	飯豊町	4	4	1	1			2	3	2	4		2			
6 426	三川町	4	4	2				1	1	2	4		2			
6 428	庄内町	4	4	3				1	1	1	4		2			
6 461	遊佐町	4	4	3				3		3	2					